平成２２年（フ）第８０７号
大阪府大阪狭山市池尻北２丁目22番３号
債務者　田中　克之
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第８７９号
大阪府藤井寺市沢田２丁目４番６号
債務者　文野久美子
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第９２９号
堺市西区草部1800番地　２棟903号
債務者　中濱　清治
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第９３３号
大阪府羽曳野市はびきの３丁目２番15号
債務者　西岡　一也
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１００６号
堺市北区南花田町1714番地
債務者　中野　康彦
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２０５号
香川県高松市多肥上町84番地１ブリージィタウンＣ棟101号
債務者　横田　信行
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後４時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第２２５号
香川県高松市栗林町２丁目20番６ハイツヴァレイ405号、住民票上の住所香川県高松市朝日町２丁目12番３―25号市住
債務者　山口　京子
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第１５５号
宮城県栗原市若柳字川北古川27番地
債務者　菅原　秀也
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第１１６号
福島県大沼郡昭和村大字大芦字中組1856番地、前住所大阪府高槻市牧田町５番12―402号
債務者　中村知恵美
1　決定年月日時　平成22年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第１０１号
新潟県阿賀野市保田6048番地の２
債務者　本間美津子
1　決定年月日時　平成22年７月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第１０６号
新潟県新発田市御幸町２丁目11番８号
債務者　清治　春雄
1　決定年月日時　平成22年７月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第１１２号
新潟県村上市山居町１丁目10番19号
債務者　藤田　美憲
1　決定年月日時　平成22年７月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第１２５６号
名古屋市港区当知３丁目3801番地　当知住宅３棟415号
債務者　金子　　誠
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１８８２号
愛知県清須市清洲1908番地２　加藤マンション102
債務者　山口設計こと　山口　重雄
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１８８３号
愛知県清須市清洲1908番地２　加藤マンション102
債務者　山口二三代
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１９７５号
愛知県小牧市曙町51番地　ハイツ久郷403号
債務者　下村　　努（旧名力）
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２２１号
香川県高松市飯田町1035番地１市住25―165
債務者　星加　保雄
1　決定年月日時　平成22年７月29日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第１６２号
北海道苫小牧市柏木町６丁目１番11号
債務者　田口　武教
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部